

学校と地域がより一層連携するために
【提 言】

令和 7 年 3 月

矢吹町社会教育委員の会議

【目 次】

はじめに	1
第1章 学校と地域をとりまく現状	2
1 社会状況の変化	
2 本町の現状	
第2章 学校と地域の成果と課題	4
1 学校運営協議会に関連する成果・課題	
2 地域学校協働本部に関連する成果・課題	
3 幼稚園に関連する成果・課題	
4 小学校・中学校に関連する成果・課題	
5 地域の人材に関連する成果・課題	
6 社会教育施設・事業内容に関連する成果・課題	
第3章 今後の地域学校協働活動の推進方策	6
1 地域学校協働活動推進員を核とした連携体制の構築	
2 地域の人材の育成と活用について	
3 社会教育施設の機能強化と情報発信・共有について	
4 S D G s（持続可能な開発目標）の可能性について	
おわりに	8
(資料)	
矢吹町社会教育委員の会議の経過	9
矢吹町社会教育委員名簿	9

はじめに

我が国では、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘され、学校が抱える課題は複雑化・困難化の状況にあるとされています。そうした状況に対応するため、中央教育審議会の答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成 27 年）では、「これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要がある。」としています。そして、この答申に基づき、平成 29（2017）年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」および「社会教育法」が改正され、現在矢吹町でも取り組んでいる学校運営協議会制度および地域学校協働活動推進員制度が設けられました。さらに、「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されています。

このような現状を踏まえ、学校と地域が相互に連携・協働していくため、社会教育が果たすべき役割は何なのか、また、学校と地域がより連携していくためのあるべき姿やこれから必要となる取組等について議論するため、教育委員会の附属機関である矢吹町社会教育委員の会議では、令和 4（2022）年 4 月から 1 年間、テーマ選定にかかる研究及び議論を重ね、令和 5（2023）年 4 月から新たな委員のもとで、**「学校と地域がより一層連携するために」**をテーマとして議論することといたしました。

そのため、町の現状を把握し、各所の成果・課題を整理した上で、今後、矢吹町で展開される地域学校協働活動（以下、協働活動）（注 1）の在りかたや今後さらに検討を要する事項について議論してまいりました。

また、平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、持続可能な開発を実現するための世界共通の 17 の目標「SDGs（エス・ディー・ジーズ（持続可能な開発目標）」があり、SDGs 達成に貢献するという国際的な潮流の中、日本においても新学習指導要領（平成 29・30 年改訂）において、全体の内容に係る前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科で関連する内容が盛り込まれたことから、SDGs の内容についてもふれる必要があるのではとの意見も出されました。

本意見書では、「第 1 章」で学校と地域をとりまく現状を分析し、「第 2 章」で学校と地域の成果と課題とその対応について整理した上で、「第 3 章」で、今後の学校と地域の協働活動の推進方策について具申いたします。

第1章 学校と地域をとりまく現状

1 社会状況の変化

○国内の人口減少

我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の中にあり、令和12（2030）年には、65歳以上の割合は総人口の3分の1に達し、15歳から64歳までの生産年齢人口は総人口の約58%（ピークは平成7（1995）年の69.4%）にまで減少すると見込まれています。

日本全体として、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められます。

さらに、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子ども」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されています。

○教育が直面する課題

教育は、単に学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子どもの健やかな成長は難しいとされていますが、家庭教育が困難なケースの増加や地域社会の教育力の低下に伴い、子どもの教育に関する当事者意識も失われていくことで、様々な課題や責任が学校だけに課される事態に置かれています。そのため、学校と地域の人々、保護者等が力を合わせて子ども達の学びや育ちを支援する地域基盤を再構築し、さらには、常に社会全体で互いの幸せについて考え、そのために何ができるかを問い、学び続ける社会の形成を進めていくことが課題となっています。家庭を巡る状況としては、核家族や共働き世帯の増加、依然として多いひとり親世帯など、家族形態の変容やつながりの希薄化等を背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の深刻化、子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭教育が困難な現状が全体的な問題として指摘されています。こうした観点からも、学校と地域の連携・協働を一層進めることの重要性が増しています。

2 本町の現状

① 本町の課題

○町の人口推計

令和2（2020）年の町の高齢人口（65歳以上）は5,492人で年々増加しており、生産年齢人口（15～64歳）は9,723人で逆に減少しています（第7次矢吹町まちづくり総合計画 p121）。生産年齢人口よりも高齢人口が多くなると、経済成長は鈍化していくことが予測されます。本町の将来人口推計でも、人口減少が今後も進んでいくことが見込まれており、このまま何も対策を講じなければ、令和22（2040）年の人口は12,914人（令和6年16,954人）と推計されており（同総合計画 p129）、本町においても人口減少は大きな課題の一つになっています。また、町の田園地域では過疎化が進んでおり、空

き家対策やコミュニティの維持に向けて若者が移住や定住したくなる環境整備は重要課題の一つです。

○教育に関する課題

学校教育においては、ひとり親・共働き世帯の増加による家庭教育の低下、生活保護世帯の増加による経済格差の問題があります。

また、見守り隊・110番の家は各小学校に組織運営を行っていますが、減少傾向にあります。さらに、教職員が多忙の状況下にあることから、学習支援や安全支援、環境整備支援が求められています。生涯学習では、町民の学びたいニーズに応え、多くの参加者に学ぶ機会を提供していく必要があります。

②学校と地域の連携

矢吹町では、保護者・地域住民と校長・教職員とが目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子ども達を育む「**地域とともにある学校**」を目指して、令和元（2019）年に「**矢吹町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）**」（注2）を設置いたしました。

一方、既存の学校教育ボランティアをはじめ、これまで各所で実施されてきた協働活動を、今後、より幅広い地域住民等の参画を推進し、活動の幅を広げ、多様な取組を実施できるための組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みと体制を整えるため、令和2（2020）年から2年間の準備期間を経て、令和4（2022）年4月に「**矢吹町地域学校協働本部（以下、協働本部）**」（注3）を設置して、町内幼稚園及び小中学校に**地域学校協働活動推進員**（以下、推進員）（注4）を配置し、8名の推進員による各所実情に応じたコーディネート活動が始まりました。

③保護者及び地域住民意識調査の結果

「意見書」を作成するにあたって、学校と地域の実態や意識を把握することで、協働活動の実施に資する基礎資料を得ることを目的に、保護者及び矢吹町民に対しアンケートを実施しました。（R5.12月）

アンケートでは、「地域と学校との関係について」、保護者・地域住民ともに、「子どもを育てるには、地域と学校（園）の連携が必要である」と考える意見が多くみられ、地域住民は、「学校（園）は地域の一つである」と考えていることが伺えます。

また、「自分と学校（園）との関わりについて」は、“学校（園）の主催するイベント（行事）に参加する”ことに対して、保護者は、地域住民より積極的な姿勢がみられました。“安全推進運動（子ども見守り活動）・環境美化運動（ゴミ拾い・除草）などで、学校（園）から協力を求められたら応じる”ことに対しては積極的な姿勢であり、協力内容により、参加することに対して肯定的であることが伺えます。

第2章 学校と地域の成果と課題

1 学校運営協議会に関連する成果・課題

矢吹町では、平成31(2019)年4月から町内4幼稚園、小中学校5校を一つとする矢吹町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置しました。コミュニティ・スクールの目的は、学校運営に地域の声を積極的に活かし、学校と地域が目指す子ども像を共有し、学校と地域住民が一体となって学校の運営に取り組み、学校の教育目標を達成することにあります。

成果として、町でコミュニティ・スクールを設置したことにより、学校目標についての協議や評価検証を適切に実施できる仕組みが構築できたこと、また、各委員が学校や園の参観を行い、各学校園が抱える課題解決のための熟議を行うほか、特色ある教育に関する協議検討を行うことができる体制づくりが進みました。

課題として、コミュニティ・スクールの取り組みについては、広報やぶき、町ホームページなどで情報発信に努めておりますが、「子育てが落ち着いた世代」や「地域の方々」に、まだ、十分に知られていない現状があることから、園や学校の保護者にコミュニティ・スクールの取り組みを子どもの姿とともに伝え、共感していただき、保護者以外の方々にも人づてに広げていくための方策が検討事項となっています。

2 地域学校協働本部に関連する成果・課題

本町の地域学校協働本部は令和4（2022）年4月に設置いたしました。これまでの成果として、すべての園・学校に推進員を配置したことで、各所で、協働活動の機運が高まりを見せています。中でも、推進員と学校の体制が綿密に連携し、進んで取り組む学校もあります。また、協働本部として、毎年2回、推進員が中心となり、園長・校長及びボランティア登録者や関心のある町民を対象とした研修会を実施しています。

一方、課題として、「教職員の負担軽減（働き方改革への支援）」、「ボランティア人材の確保と育成」がアンケート結果から挙げられ、また、協働本部として、先行学校での取り組みや手法を他の園や学校へ提示していくことや、保護者や地域住民へ協働活動の周知・啓発を積極的に行っていく必要性を感じています。

3 幼稚園に関連する成果・課題

地域学校協働活動の成果として、ボランティアのご協力により、園での体験の幅が広がっています。なお、推進員の仲介により、ボランティアとの連絡調整がスムーズに行えるようになり、園側の意向も含めて、活動内容も相談しやすく、任せられるようになってきています。さらに、地域の方との交流は、幼稚園の子ども達の様子を知ってもらうことができ、子ども達の成長を感じていただく機会となり、園児にとってもとても楽しい行事にもなっています。

課題として、「園のニーズとボランティアの人材とのマッチングが難しいため、より幅広くボランティア登録していただけることを期待したい。」「新たなボランティアの人

材や地域とのつながりを発掘するには時間を要する。」「推進員との打ち合わせ等の時間の確保が難しかった。」「先の予定が見えていない時、推進員へなかなかお願いできないことがあった。」といった意見が挙げられています。

4 小学校・中学校に関連する成果・課題

成果として、年々ボランティアや地域の方の協力者が増え、各学習活動をスムーズに進めることや活動内容の充実化につながっています。なお、継続的な協力により、活動の流れを理解している協力者も多く、連携しやすくなってきています。また、推進員を介して、様々な分野に携わる地域の方々をゲストティーチャーとして呼びし、交流活動や講話による学習を積極的に取り入れることにより、児童・生徒が興味関心を持って授業に参加し、大きな学びになっています。

課題として、教職員からは、「地域は学校に協力したいが、園・学校にそれを受け入れる体制と時間が不足している。」「教職員には時間的・精神的余裕がなく、地域に根ざした教材研究や新たな教育課題への対応が難しい。」「特定の人材に役割が集中している。(地域人材、教頭、地域連携担当教職員等)」といった意見が挙げられています。

5 地域の人材に関連する成果・課題

教育支援に対する人材バンクとしての機能を果たす「学校教育ボランティア（注 5）」は、平成 17（2005）年から、学校教育課(現：教育振興課学校教育係)で始まった事業です。

成果として、現在は、矢吹町社会福祉協議会にあるボランティアセンターと連携を図り、町社協担当職員が、地域学校協働本部にある「推進員協議会」へ参加し、意見交換・情報共有を行い、人材のさらなる活用を実現しています。また、矢吹町の教育行政に対する御理解と町内の幼稚園、小中学校の教育活動に御支援・御協力をいただける町内の民間企業等を「矢吹町学校応援企業」と称し、推進員と教職員が事業所と連絡調整するための活用しやすい冊子として作成しています。

課題として、学校の要望と、地域の人材がうまく対応しきれていないことがあげられます。

6 社会教育施設・事業内容に関連する成果・課題

町内の社会教育施設は、「複合施設K O K O T T O」「中畑公民館」「三神公民館」「文化センター」「ふるさとの森芸術村」の6施設で、学校や地域で、それぞれの特色を生かした活用がなされています。地域学校協働活動との関わりでは、成果として、幼小中の学習内容に応じた、見学学習や作品発表、音楽発表、あるいは芸術観賞、職場体験の場として、年間を通じて、継続的な取組がなされています。これらの施設は、学習の目的達成のために、その役割を果たしているものと考えます。

課題として、今後は、各施設のポテンシャルや校外学習の有用性の価値を学校と共有しながら、子ども達の多様な学びに資する施設利用の拡充や新たな事業の創出に努めていくことが必要であります。

第3章 今後の学校と地域の連携推進方策

1 地域学校協働活動推進員を核とした連携体制の構築

学校のニーズを把握し、地域と学校を結ぶコーディネート（推進員）の充実が必要です。

（具体的方策）

- 学校のニーズを把握するため、地域連携担当教職員と推進員との協議を深める。
（教育方針の理解、学校が子ども達にどのような力をつけようとしているのかを理解）。
- 地域と学校がパートナーとして活動していくために必要な推進員を育て、広げるために養成講座を開催するとともに、推進員のコーディネート力の向上に努め、学校が望む活動に対応できる教育ボランティアとのマッチングを強化する。
- 地域学校協働活動の意義・内容の住民への周知に努める。
- 地域学校協働活動と学校運営協議会の連携を強化する。

2 地域の人材の育成と活用について

学校教育に携わってこなかった個人や団体を活用するため、地域で生涯学習活動をしている個人、団体を発掘・育成し、協働活動への参画を促進することが必要です。

（具体的方策）

- 個人でも学校に参加できる体制を構築する。（保護者以外の協力体制の充実）
- 農業短期大学校、光南高校などの協力体制を構築する。
- PTAに対する地域学校協働活動への理解と協力を促進する。
- 保護者を対象に「教育講演会」などの学ぶ場を創出する。
- 学校教育ボランティア（個人・団体の発掘・育成）を活用する。
- 学校教育ボランティア（個人・団体）からの情報発信手段を整える。

3 社会教育施設の機能強化と情報発信・共有について

社会教育施設について、利用者に理解される情報の発信と、子ども達への居場所作りとしての機能強化が必要です。

（具体的方策）

- 社会教育施設の活用、活動内容の情報発信を強化する。
- 近隣の社会教育施設の情報共有と協力体制を構築する。（地域連系の強化、すみわけ等）
- 子ども達の居場所としての機能充実に努める。（温水プールやポケットパークの活用）
- 世代間でのつながり、交流の場としての機能を促進する取組を進める。

4 SDGs（持続可能な開発目標）の可能性について

学校と地域が持続可能な地域の創り手として、その課題や克服に向けた手段を考えるためのポイント、具体的な目標を踏まえたSDGsに基づく取組が必要です。

(具体的方策)

- SDGs の理念の啓発の場をつくる。(セミナー等)
- SDGs に賛同して活動している地域住民に協力を呼びかけ、児童・生徒による実践的活動につなぐための工夫を行う。
- ふるさとに目を向ける活動事業を推進する。(田んぼの学校の様な地域に根差した事業等の実施)

-
- (注1) **地域学校協働活動**：地域の高齢者、成人、学生保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。
- (注2) **学校運営協議会（コミュニティ・スクール）**：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。なお、法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいて教育委員会が学校に設置し、主な役割として、「①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。」とある。
- (注3) **地域学校協働本部**：多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、協働活動を推進する体制として、平成 27 年の中教審の答申で提言されたもの。連携の体制は様々な形態があり得るため、法律上の規定はないが、改正後の法律（社教法第 5 条及び第 6 条）において、教育委員会が協働活動の機会を提供するにあたり、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、協働本部の整備のための支援もその取組の一つとしている。協働本部の整備にあたり、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な協働活動の実施、③継続的な活動（協働活動の継続的・安定的実施）の 3 要素を必須としている。
- (注4) **地域学校協働活動推進員**：法律（社教法第 9 条の 7）に基づいて教育委員会の施策に協力し、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者。推進員は、本事業の趣旨を理解し、取り組みたいとの意欲のある地域住民から、学校長（園長）が推薦し教育委員会が選定し、教育長が委嘱する。

(注 5) **【学校教育ボランティア登録者数推移】**

H28	H29	H30	H31.R1	R2	R3	R4	R5	R6
80	67	67	64	67	73	77	65	69

【矢吹町学校応援企業登録数推移】

R3	R4	R5	R6
93	94	95	95

おわりに

学校と地域の連携した活動は、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを促すために重要な取組となります。各地域や学校の特色・実情を踏まえ、地域学校協働活動の理念を共有しながら、創意工夫をこらして、特色・魅力のある地域学校協働活動を推進していくことが何よりも重要です。

「いのちの教育」の探求につくした教育者、東井義雄は、進学するためだけの学力を「村を捨てる学力」と表現して、地域を豊かにする「村を育てる学力」が必要だと提唱しており、今、子ども達が生き生きと学んでいくためには、学校と地域が連携していくことが更に重要になってきていると思われます。

地域学校協働活動の推進により、子ども達が、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験の機会を得て健やかに成長し、地域に愛着を持つことで、地域に貢献したいと考える人材の育成につながるのではないかと思います。また、子どもと大人が共に地域について学び、地域の未来について考えていくことは、地域で暮らす大人達の生きがいつくりや世代間の交流の場となり、地域課題の解決に向けて取り組んでいけるのではないかと考えます。

学校と地域が連携して活動を進めていくことにより、地域の未来を担う人材を育成するとともに、学びと社会参画の好循環を生み出し、地域全体の教育力の強化となり、持続可能な地域社会の発展や活性化につながるものと思われます。

本提言により、学校と地域が連携し、地域活動の維持発展に資することを祈念いたします。

令和7年3月24日 令和7年3月矢吹町定例教育委員会提出

矢吹町社会教育委員の会議の経過

(令和5年度)

- 第1回 令和5年 5月11日 「テーマ設定」
- 第2回 令和5年 7月27日 「研究調査の方向性、課題整理と仮説立案」
- 第3回 令和5年 9月20日 「事例研究 矢吹小学校6学年授業参観（社会科、お茶会）」
- 第4回 令和6年 2月21日 「アンケート結果をふまえた問題整理、課題整理と仮説立案」

(令和6年度)

- 第1回 令和6年 5月15日 「意見書（素案）協議、課題整理」
- 第2回 令和6年 7月24日 「意見書（案）協議、委員からの意見集約」
- 第3回 令和6年10月29日 「意見書（初稿）協議、委員からの意見集約」
- 第4回 令和7年 2月19日 「意見書（最終稿）」

矢吹町社会教育委員名簿（任期 令和5年5月1日～令和7年4月30日）

	役 職	氏 名	備 考	任 期
1	議 長	渡邊 貞子	スポーツ協会	H27.4.1～
2	副議長	渡邊 壽夫	文化団体	H23.4.1～
3	委 員	大塚勢津子	学識経験者	R3.5.1～
4	委 員	長谷川栄二	社会教育関係者	R5.5.1～
5	委 員	深谷 麻紀	矢吹小学校長	R5.5.1～
6	委 員	深谷 昌利	学識経験者	R5.5.1～
7	委 員	中山みゆき	家庭教育関係者	R6.4.22～
8	委 員	関根美和子	三神日本赤十字奉仕団	R3.5.1～R6.4.3

※令和5年度協力 矢吹町地域おこし協力隊 今村 稔

◎議 長 関根美和子 委員（令和5年5月1日～令和6年4月3日）
 渡邊 貞子 委員（令和6年4月4日～令和7年4月30日）

○副議長 渡邊 貞子 委員（令和5年5月1日～令和6年4月3日）
 渡邊 壽夫 委員（令和6年4月4日～令和7年4月30日）